

福島県市町村国保運営安定化等連携会議

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

福島県国民健康保険課

**連携会議
(協議事項の方向付け)**

運営協議会（重要事項を審議）

- ・ 県が決定
- ・ 国保主管課長会議において報告

1 構成

- 座長：県保健福祉部長
- 市（6市）：国保担当部長（市長会推薦）
- 町村（6町村）：国保主管課長（町村会推薦）
- 国保連：事務局長

※県庁関係各課（6課）は構成員から除く。

2 協議事項

- 国保運営方針に規定する事項
 - ・ 納付金等の算定方法
 - ・ 保険給付の適正な実施
 - ・ 医療費適正化の推進
 - ・ 市町村の事務の標準化、広域化 等

ワーキンググループ（現状把握、課題整理、検討、案作成）

全市町村への意見照会

1 班編成

- ①納付金班（総務的な役割を担い、その他の項目の協議も行う。）
- ②収納対策班
- ③保険給付・資格班
- ④医療費適正化班

2 各班の構成

- ◆座長〈県国民健康保険課主幹等〉
- ◆市町村（各班7市町村程度）〈係長等〉
- ◆国保連〈係長等〉

福島県市町村国保運営安定化等連携会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県市町村国保運営安定化等連携会議（以下「連携会議」という。）は、国民健康保険法第82条の2に定める県の国民健康保険運営方針の作成、変更、検証、見直し等のための意見の交換及び調整（以下「意見交換等」という。）を行うため設置する。

また、平成30年度から県が国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の財政運営の責任主体となり、市町村と共に国保事業の運営を行うことから、国保事業の運営を円滑かつ安定的に実施するための意見交換等を行う場とする。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 国民健康保険運営方針に関する事
- (2) 国民健康保険事業費納付金等の算定方法に関する事
- (3) その他、国保事業の運営に関する事

(構成員)

第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長会から選出される者 6名
- (2) 町村会から選出される者 6名
- (3) 福島県国民健康保険団体連合会から選出される者 1名
- (4) 福島県保健福祉部長

2 連携会議に議長1名を置き、福島県保健福祉部長が務める。

3 議長は連携会議の会務を総理し、会議の招集、議事進行等を行う。

4 議長に事故等があるときは、議長がその都度指名する者が議長の職務を代理する。

5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

6 議長が必要と認めるときは、書面により構成員から意見等を求めることができる。

(下部組織)

第4条 連携会議にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、県が指名する市町村の職員、福島県保健福祉部国民健康保険課職員、福島県国民健康保険団体連合会職員で構成する。

3 ワーキンググループに班長1名をおくものとし、構成員の互選により選任する。

4 第3条の規定は、第1項、第2項及び第4項を除き、ワーキンググループに準用する。この場合、「連携会議」を「ワーキンググループ」に、「議長」を「班長」に読み替える。

5 ワーキンググループには、検討課題等の更なる調整等を図るため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、福島県保健福祉部国民健康保険課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則（平成27年度改正）

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附則（平成28年度改正）

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

附則（平成29年度改正）

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附則（平成30年度改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

福島県市町村国保広域化等連携会議設置要綱 新旧対照表（案）

改正後(新)	改正前(旧)
<p>福島県市町村国保運営安定化等連携会議設置要綱（改正案）</p>	<p>福島県市町村国保広域化等 連携会議設置要綱</p>
<p>（設置）</p>	<p>（設置）</p>
<p>第1条 福島県市町村国保運営安定化等連携会議（以下「連携会議」という。）は、国民健康保険法第82条の2に定める県の国民健康保険運営方針の作成、変更、検証、見直し等のための意見の交換及び調整（以下「意見交換等」という。）を行うため設置する。 また、平成30年度から県が国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の財政運営の責任主体となり、市町村と共に国保事業の運営を行うことから、国保事業の運営を円滑かつ安定的に実施するための意見交換等を行う場とする。</p>	<p>第1条 国民健康保険法第68条の2に基づき、市町村が保険者である国民健康保険（以下「市町村国保」という。）に関して、同条に定める「広域化等支援方針」の策定、変更等について意見の交換及び調整を行う（以下「意見交換等」という。）ため福島県市町村国保広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。 2 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下、改正法」という。）が平成27年5月29日に公布され、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を行うこととされたことから、連携会議は、新制度への移行に向け、安定的かつ健全な国民健康保険事業の運営とするための事項に係る協議及び調整を行う場を兼ねる。 3 連携会議は、改正法による改正後の国民健康保険法第82条の2に定める県の「国民健康保険運営方針」の策定、変更等についての意見の交換及び調整を行う場を兼ねる。</p>
<p>（所掌事務）</p>	<p>（所掌事務）</p>
<p>第2条 連携会議は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。</p>	<p>第2条 連携会議は、広域化等支援方針の変更等に係る次に掲げる事項について意見交換等を行う。</p>
<p>(1) 国民健康保険運営方針に関すること (2) 国民健康保険事業費納付金等の算定方法に関すること (3) その他、国保事業の運営に関すること</p>	<p>(1) 目的、期間、市町村国保の現況、将来見通し、役割分担等 (2) 事業運営の広域的取組み (3) 財政運営の広域的取組み (4) 国民健康保険収納率等についての県内の標準設定 (5) その他、広域化等支援方針に関する事項 2 連携会議は、平成30年度からの国民健康保険の新制度への移行及び県の国民健康保険運営方針の策定等に係る次に掲げる事項を検討、協議する。 (1) 県内の国民健康保険の医療費及び財政の見通し (2) 国民健康保険の財政運営及び事業運営に係る県と市町村との調整 (3) 国民健康保険事業費納付金の設定及び市町村の標準保険税率の設定 (4) 保険給付の適正な実施及び医療費適正化の推進 (5) 国民健康保険に係る事務の効率化、標準化、広域化の推進 (6) その他、平成30年度からの国民健康保険の新制度への移行及び県の国民健康保険運営方針の策定等に関する事項</p>
<p>（構成員）</p>	<p>（構成員）</p>
<p>第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 市長会から選出される者 6名 (2) 町村会から選出される者 6名 (3) 福島県国民健康保険団体連合会から選出される者 1名 (4) 福島県保健福祉部長</p>	<p>第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 市長会から選出される者 6名 (2) 町村会から選出される者 6名 (3) 福島県国民健康保険団体連合会から選出される者 1名 (4) 福島県保健福祉部長 (5) 福島県の以下の関係課の職員 ①保健福祉部保健福祉総務課 ②保健福祉部高齢福祉課 ③保健福祉部健康増進課 ④保健福祉部地域医療課 ⑤保健福祉部薬務課 ⑥総務部市町村財政課</p>
<p>2 連携会議に議長1名を置き、福島県保健福祉部長が務める。 3 議長は連携会議の会務を総理し、会議の招集、議事進行等を行う。 4 議長に事故等があるときは、議長がその都度指名する者が議長の職務を代理する。</p>	<p>2 連携会議に座長1名を置き、福島県保健福祉部長が務める。 3 座長は連携会議の会務を総理し、会議の招集、議事進行等を行う。 4 座長に事故等があるときは、座長がその都度指名する者が座長の職務を代理する。</p>

- 5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。
- 6 議長が必要と認めるときは、書面により構成員から意見等を求めることができる。

(下部組織)

- 第4条 連携会議にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、県が指名する市町村の職員、福島県保健福祉部国民健康保険課職員、福島県国民健康保険団体連合会職員で構成する。
- 3 ワーキンググループに班長1名を置くものとし、構成員の互選により選任する。
- 4 第3条の規定は、第1項、第2項及び第4項を除き、ワーキンググループに準用する。この場合、「連携会議」を「ワーキンググループ」に、「議長」を「班長」に読み替える。
- 5 ワーキンググループには、検討課題等の更なる調整等を図るため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 (略)

(その他)

第6条 (略)

附則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則(平成27年度改正)

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附則(平成28年度改正)

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

附則(平成29年度改正)

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附則(平成30年度改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 5 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(下部組織)

- 第4条 連携会議にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、県が指名する市町村の職員、福島県保健福祉部国民健康保険課職員、福島県国民健康保険団体連合会職員で構成する。
- 3 ワーキンググループに座長1名をおくものとし、構成員の互選により選任する。
- 4 第3条の規定は、第1項、第2項及び第4項を除き、ワーキンググループに準用する。この場合、「連携会議」とあるのは、「ワーキンググループ」に読み替える。
- 5 ワーキンググループには、検討課題等の更なる調整等を図るため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 (略)

(その他)

第6条 (略)

附則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則(平成27年度改正)

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附則(平成28年度改正)

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

附則(平成29年度改正)

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。